

大分県報

令和四年
十二月七日
号外（七九）

（水曜日）

目次

告示

市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一

○告示

大分県告示第四百八十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和四年十二月七日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 組合の名称

末広町一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

（変更前）令和三年三月三十日から令和九年三月三十一日まで
（変更後）令和三年三月三十日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

大分市末広町一丁目二番、四番、五番、六番、七番、七番一、八番、九番、十番、十一番三、十二番、十三番、十四番、十五番、十八番、十八番一の一部、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番一、二十四番二及び二十五番並びに三十四番一及び四十番一の各一部並びに要町千番一の一部

四 事務所の所在地

大分市府内町一丁目一番十五号府内センタービル四〇一

五 設立認可の年月日

令和三年三月二日

六 変更の認可の年月日

令和四年十二月一日